



目 次

告 示	ページ
○定置漁業の免許 (漁業管理課)	1
◎告示 (高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置)の一部改正 ( " )	1
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (道 路 課)	1
○道路の供用開始 ( " )	2
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	2
○建築基準法による道の指定 ( " )	2
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2
高知海区漁業調整委員会指示	
○定置漁業の保護区域及び免許区域についての指示	2
落札公告	
○落札者等の公告 (2件) (総務事務センター)	2

告 示

高知県告示第854号

漁業法（昭和24年法律第267号）第73条第1項の規定により、次のとおり定置漁業を令和3年10月1日に免許した。

令和3年10月1日

高知県知事 濱田 省司

◎定置漁業権（1件）

海区漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	条件	漁業権の存続期間
定 第	高岡郡四万十町本	令和	昼夜間の漁具標識	令和

1,035号	町4番地10 四万十海心株式会社 代表取締役 矢野 賢一	3年6月 高知県告示第447号のとり	を特に明瞭にすること。	3年10月1日から令和5年8月31日まで
--------	---------------------------------	-----------------------	-------------	----------------------

高知県告示第855号

令和2年12月高知県告示第932号（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部を次のように改正する。

令和3年10月1日

高知県知事 濱田 省司

4の(3)のイ中「基点A 安芸郡芸西村長谷寄穴澗漁場基点第42号」を「基点A 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点」に改める。

高知県告示第856号

室戸市室戸岬町の一部地区、安芸市赤野及び大井の各一部地区、須崎市下郷の一部地区、香南市吉川町吉原及び野市町下井の一部地区、安芸郡安田町中ノ川の一部地区、高岡郡馬路村馬路の一部地区、高岡郡中土佐町久礼の一部地区、高岡郡佐川町四ツ白及び二ツ野の各一部地区並びに高岡郡越知町鎌井田清助、横島北及び南ノ川の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月1日

高知県知事 濱田 省司

1 調査を行った者の名称

- (1) 室戸市
- (2) 安芸市
- (3) 須崎市
- (4) 香南市
- (5) 安田町
- (6) 馬路村
- (7) 中土佐町
- (8) 佐川町
- (9) 越知町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 室戸市室戸岬町の一部

- 平成28年度から平成30年度まで
  - (2) 安芸市赤野及び大井の各一部
- 平成30年度及び令和元年度
  - (3) 須崎市下郷の一部
  - 平成30年度及び令和元年度
  - (4) 香南市吉川町吉原及び野市町下井の各一部
  - 平成28年度から平成30年度まで
  - (5) 安芸郡安田町中ノ川の一部
  - 平成28年度及び平成29年度
  - (6) 安芸郡馬路村馬路の一部
  - 平成29年度及び平成30年度
  - (7) 高岡郡中土佐町久礼の一部
  - 平成28年度から平成30年度まで
  - (8) 高岡郡佐川町四ツ白及び二ツ野の各一部
  - 平成29年度から令和元年度まで
  - (9) 高岡郡越知町鎌井田清助、横島北及び南ノ川の各一部
  - 平成28年度から平成30年度まで
- 3 成果の名称
  - (1) 室戸市地籍図及び地籍簿
  - (2) 安芸市地籍図及び地籍簿
  - (3) 須崎市地籍図及び地籍簿
  - (4) 香南市地籍図及び地籍簿
  - (5) 安田町地籍図及び地籍簿
  - (6) 馬路村地籍図及び地籍簿
  - (7) 中土佐町地籍図及び地籍簿
  - (8) 佐川町地籍図及び地籍簿
  - (9) 越知町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

令和3年10月1日

高知県告示第857号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年10月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 安芸中インター
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市東浜字ニウジ	前	16.0 }	560

92番1から 安芸市東浜字西モチ 田323番3まで	後	50.0 13.5 47.9	560
	前	11.8 70.9	
安芸市土居字實前 584番1から 安芸市東浜字ニウジ 92番1まで	後	10.1 70.9	730
	前	11.8 70.9	

高知県告示第858号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。その関係図面は、令和3年10月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和3年10月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安芸中インター
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市東浜字ニウジ92番1から 安芸市東浜字上ミクスモト 216番3まで	335	令和3年10月1日
安芸市土居字實前587番1から 安芸市東浜字ニウジ92番1 まで	705	令和3年10月1日

高知県告示第859号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。  
令和3年10月1日

高知県知事 濱田 省司

地名	地番	幅員	延長	備考
----	----	----	----	----

		(メートル)	(メートル)	
吾川郡いの 町枝川字六 反地	2849番8	4.91	28.79	

高知県告示第860号

次の道を建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により指定する。  
令和3年10月1日

高知県知事 濱田 省司

高岡郡佐川町字西町甲1470番地先から字奥ノ土居甲2452番地先に至る延長235メートルの道

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
令和3年10月1日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和3年2月18日 2高東土第30-10号	長岡郡本山町本山字東野636番の一部ほか24筆	長岡郡本山町本山504 本山町長 細川博司

海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

高知海区漁業調整委員会指示第93号

高知海区内における定置漁業の保護区域及び免許区域について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、令和3年10月1日に次のとおり指示した。  
令和3年10月1日

高知海区漁業調整委員会会長 前田 浩志

- 1 制限
  - 2の保護区域内及び免許区域内では、当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。ただし、漁業権又は入漁権による場合は、この限りでない。
- 2 保護区域

別表の左欄に掲げる免許漁業の漁場について、次に掲げる基準により示された同表の右欄に掲げる保護区域とする。

- (1) 基準線 免許区域の沖側の区域線の中央及び丘側の区域線の中央を通過する直線をいう。
- (2) 基準点
  - ア 丘の基準点 免許区域の丘側の区域線の中央の点をいう。
  - イ 身網の基準点 基準線と身網の沖側との交点をいう。
  - ウ 沖の基準点 基準線上で、身網の基準点から別表の右欄に掲げる沖合の距離の点をいう。
- (3) 前面及び後面 基準線に対して直角をなす直線の方向をいい、端がある方を前面とする。ただし、両口の場合は、端口の広い方向を前面とし、基準線を挟み前面の反対方向を後面とする。
- (4) 沖合 身網の基準点から沖の基準点までをいう。
- (5) 区域 丘の基準点及び沖の基準点からそれぞれ別表の右欄に掲げる前面及び後面の距離の4点(後面がない場合にあっては、丘の基準点及び沖の基準点並びに丘の基準点及び沖の基準点から同表の右欄に掲げる前面の距離の2点)を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域をいう。ただし、最大高潮時の海岸線から陸側の区域を除く。

3 指示の効力

この指示の効力は、定置網の身網の敷設時から身網の撤去時までとする。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和3年10月1日から令和5年8月31日までとする。

別表

免許漁業			保護区域		
漁場の位置	漁業権免許番号	漁業の種類	前面	後面	沖合
高岡郡四十町興津横浪幸次掛落沖	定第1,035号	ぶり、あじ、その他定置漁業	1,820メートル		550メートル

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定によ

り、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年10月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る購入物品の名称及び数量  
製茶指導設備 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年8月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
四国カワサキ販売有限会社 高岡郡佐川町加茂1699番地3
- 5 随意契約に係る契約金額  
74,295,163円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号に該当するため



地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年10月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
視界再現機能付レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年8月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
フルノ関西販売株式会社高知営業所 高知市新田町13番6号
- 5 落札金額  
41,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和3年6月18日